

高齢者在宅福祉サービス

一人暮らしでも安心

高齢者で一人暮らしをしている方や高齢者を介護している方、閉じこもりがちな方、要介護になるおそれがある方を対象としたサービスがあります。各サービスの担当課で手続きをして、ご利用ください。

※高齢者 ▶ 市に住民登録がある 65 歳以上の方

社会福祉課 ☎995-1819
介護保険課 ☎995-1821
健康推進課 ☎992-5711

サービス名	対象者	内容	利用者の負担	担当課
ひとり暮らし高齢者訪問	一人暮らし高齢者の方	乳酸飲料（ヤクルト）を自宅に配達し、併せて安否を確認します。 ※配達は月・水・金の週3回	—	社会福祉課
配食サービス	高齢者のみ世帯	昼食を自宅に配達し、併せて安否を確認します。 ※週3回まで。配達日は月～土の中から選択可	1食 360円です。	
緊急通報システム	一人暮らし高齢者、または一方が寝たきりの高齢者のみの世帯など	緊急時に装置・ペンダントのボタンを押すと消防組合に通報が入り、救急車が出動します。 ※NTT回線が条件	使用時に電話料金がかかります。	
軽度生活援助	高齢者のみ世帯（要支援・要介護と認定された方を除く）	食材確保、清掃などを行います。 ※週3回まで、1回2時間程度シルバー人材センターの会員を派遣します。	1時間 100円と派遣者の交通費を負担してください。	
訪問理美容サービス	高齢者世帯で、寝たきりなどで理美容院に行くことが困難な高齢者	市と契約した理美容院が自宅へ出張します。 ※年6回まで	理美容代金を負担してください。	
日常生活用具の給付・貸与	一人暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で低所得の方	電磁調理器、火災警報器、高齢者用電話（電話加入権）を給付・貸与します。	負担額は、生計中心者の前年所得税額によって異なります。	
寝たきり老人等介護者手当支給	要介護4以上の寝たきり、または認知症の方を在宅で3カ月以上介護している方	寝たきり高齢者など1人につき1カ月5,000円を支給します。	—	
紙おむつ等購入費助成	在宅で紙おむつを使用する要介護1以上の方	紙おむつ、尿とりパット、防水シート、使い捨て手袋の購入費の一部を助成します。	生計中心者の前年所得税額で助成限度額が異なります。	
はり灸マッサージ治療費の助成	4月1日時点で市内に住民登録がある、70歳以上の方	市内の登録された治療院で使用できる1,000円の助成券を年間5枚交付します。	治療費の差額を負担してください。	
生きがいデイサービス「あじさい」	概ね65歳以上の方	施設「あじさい」へ通所して日常動作訓練などを行い、自立した生活の維持を図ります。 ※祝日除く月・水・金の週3回	1日500円（おやつ代含む）、食事代は別途必要です。	
シルバー生きがい教室	60歳以上の方	布手芸・編物・藤工芸・竹細工を行い、生きがいづくりを図ります。 ※月に2～4回程度	負担額（材料費）は教室によって異なります。	
住宅改修支援事業	高齢者のみ世帯	居宅などの改修を希望する方の相談に応じ、助言を行います。介護保険制度の助言も行います。	—	介護保険課
家族介護慰労	要介護4・5の方で介護保険サービスを利用しないで1年間介護した市民税世帯非課税の方	10万円を支給します。	—	
地区サロン向上事業	高齢者の方	閉じこもり予防や介護予防のための交流や運動を行います。	—	健康推進課
脳いきいき運動教室		認知症予防のための脳トレや講話、ストレッチや筋力アップの体操などを行います。	—	
歯や口の健康相談	市内に住んでいる方	ブラッシング方法、歯間ブラシの使い方、入れ歯の手入れなど歯や口に関する相談を行います。 ※予約制	—	健康推進課